

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業)
公募要領

平成27年4月10日
一般財団法人環境イノベーション情報機構

一般財団法人環境イノベーション情報機構（以下「機構」という。）では、環境省から二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業）の交付決定を受け、地震や台風等による大規模な災害に備え、地域の避難所や防災拠点等に再生可能エネルギー等を活用した災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入する事業に補助金を交付する事業を実施することとしています。

本補助金の概要、対象事業、応募方法及びその他の留意事項を本公募要領に記載しておりますので、応募申請される方は、本公募要領をご熟読くださいますようお願いいたします。

なお、補助事業として選定された場合には、平成27年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）に従って手続等を行っていただくこととなります。

補助金の応募をされる皆様へ

本補助金については、国庫補助金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められており、当然ながら、機構としましても、補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処します。

従って、本補助金に対し応募の申請をされる方、申請後、採択が決定し補助金の交付決定を受けられる方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、応募の申請を行っていただきますようお願いいたします。

- 1 応募の申請者が機構に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。なお、支払い済の補助金のうち取り消し対象となった額に加算金（年 10.95%の利率）を加えた額を納付していただくこととなります。
- 2 補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 3 なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

目次

	頁
1. 事業の目的と補助事業の内容について	1
(1) 事業の目的	1
(2) 補助事業の内容	1
(3) 補助金の応募申請者	1
(4) 補助事業の実施期限	1
2. 応募手続について	2
(1) 応募書類	2
(2) 受付期間	2
(3) 提出部数	2
(4) 提出先	2
(5) 問い合わせ先	2
3. 補助金の交付方法等について	4
(1) 補助事業者の選定方法	4
(2) 審査方法	4
(3) 審査結果の通知	4
(4) 交付申請	4
(5) 交付決定	4
(6) 補助事業の開始	5
(7) 補助事業の計画変更	5
(8) 実績報告、書類審査及び事業報告	5
(9) 補助金の支払い	6
(10) 不正に対する交付決定の取消し等	6
4. 留意事項等について	7
別表第1 対象とする「公共施設等」の内容	8
別表第2 対象とする「再生可能エネルギー発電設備等」の内容	9
別表第3 補助対象経費	10
別表第4 交付額の算定方法	10
別表第5 補助対象経費の内容	11
別表第6 事務費の内容	14

【様式】

(様式1)	応募申請書
(〃別紙1)	実施計画書
(〃別紙1-1)	実施計画書(事業概要等)
(〃別紙2)	事業別概要書
(〃別紙2-1-1, 2, 3)	導入量算出表
(〃別紙2-2)	経費内訳
(〃別紙2-3)	事業実施工程表

1. 事業の目的と補助事業の内容について

(1) 事業の目的

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故を契機とした電力需給の逼迫などを背景として、災害に強い地域づくり、環境負荷の小さい地域づくりが国を挙げての課題となっています。

そのため、地震や台風等による大規模な災害に備え、避難所や防災拠点等に再生可能エネルギー等を活用した災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入し、「災害に強く、低炭素な地域づくり」を早期に実現することを目的としています。

(2) 補助事業の内容

補助対象となる事業（以下「補助事業」という。）内容は、地域の避難所や防災拠点及び災害時等に地域住民の生活等に必要不可欠な都市機能を維持する事が必要な公共施設等への再生可能エネルギー発電設備等の導入になります。

① 補助対象とする「公共施設等」及び「再生可能エネルギー発電設備等」

補助対象とする「公共施設等」の内容は、防災拠点、避難所、その他生活等に不可欠な都市機能を有する施設等が対象になります。詳細は「別表第1」に掲げるとおり。

また、「再生可能エネルギー発電設備等」の内容は、太陽光・バイオマス資源等の発電設備・熱供給設備、蓄電池等の発電設備・熱供給設備及び当該設備に付帯する設備等が対象になります。詳細は「別表第2」に掲げるとおり。

② 補助対象とする経費

補助対象とする経費は、「別表第3」のとおり補助事業を行うために必要な設計費、本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費及び事務費並びにその他必要な経費で機構が承認した経費になります。

③ 補助金の交付額

補助金の交付額の算出方法は、「別表第4」に掲げるとおり。

(3) 補助金の応募申請者

補助金の応募を申請できる者は、地方公共団体（※）とします。

※地方自治法上の普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（特別区及び地方公共団体の組合（広域連合、一部事務組合））のことを指します。

(4) 補助事業の実施期限

補助事業の実施期限は、平成28年2月末日までとします。

2. 応募手続について

(1) 応募書類

応募に当たり提出が必要となる書類は、次のとおりです。

(様式 1)	応募申請書	1枚
(＼別紙 1)	実施計画書	1枚
(＼別紙 1-1)	実施計画書(事業概要等)	1枚
(＼別紙 2)	事業別概要書	1事業につき1枚
(＼別紙 2-1-1, 2, 3)	導入量算出表	1事業ごと必要枚数
(＼別紙 2-2)	経費内訳	1事業につき1枚
(＼別紙 2-3)	事業実施工程表	1事業につき1枚

※上記の書類及びその他の資料等については、機構のホームページからダウンロードして作成願います。

※CO2 削減量の算定については、地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版> (平成 24 年 7 月環境省地球環境局) (以下「ガイドブック」という。) に基づいて算出してください。

なお、本ガイドブックは環境省ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.env.go.jp/earth/report/h24-05/>

(2) 受付期間

平成 27 年 4 月 13 日 (月) から 4 月 23 日 (木) 17 時締切<厳守>

(3) 提出部数

(1) の書類 (紙) を 2 部、当該書類の電子データを保存した電子媒体 (DVD 等) 1 部を提出してください (電子媒体には、応募事業者名を必ず記載し、また図面等の添付資料については PDF ファイルとしてください。)

また、提出いただきました応募書類は、返却しませんので、写しを控えておいてください。

(4) 提出先

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
〒105-0013
東京都港区浜松町 1-10-11 浜松町 OS ビル 10 階
TEL : 03-6695-1263 FAX : 03-6695-1259

(5) 問い合わせ先

公募への応募等に関して質問等ある場合は、件名を「防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業に関する問い合わせ (自治体名)」とし、以下のアドレスまで電子メ

ールで送ってください。電子メール以外での問い合わせはできませんので注意してください。

問合せ可能期間：平成27年4月13日（月）から4月22日（水）

メールアドレス：jigyo-0@jigyo.eic.or.jp

3. 補助金の交付方法等について

(1) 補助事業者の選定方法

広く公募を行い、選定します。

(2) 審査方法

応募者より提出された実施計画書等をもとに、外部有識者からなる審査委員会による審査を経て、補助事業費の範囲内で補助事業の選定を行います。

審査基準は審査委員会にて決定されますが、以下の「審査ポイント」に示す項目が重要と考えています。

【審査のポイント】

- a. 災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの構築に資するものであること
- b. 地域の実情をふまえた効率的かつ効果的な事業内容であること
- c. 低炭素な地域づくりへの貢献が見込まれるものであること
- d. 設備の導入による二酸化炭素削減効果の定量化が可能であること

なお、審査結果に対する御意見は対応致しかねます。審査結果より付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求めることもありますのでご了承ください。

(3) 審査結果の通知

結果は、平成27年5月18日（月）に、全ての応募申請者に対して通知します。

(4) 交付申請

採択の通知を受け選定された補助事業者は、補助金の交付申請書を提出していただきます（申請手続等は交付規程を参照願います。）。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、1.（4）の実施期限までに行われる事業で、かつ当該期間中に支払いが完了するもの（補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含みます。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に支払に関する証拠書類を機構に提出していただきます。）となります。

(5) 交付決定

機構は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、原則として30日以内に、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ア 申請に係る補助事業の実施計画が定まっており、1.（4）の実施期限までに確実に行われる見込みであること。
- イ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第

2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む)の対象経費(固定価格買取制度による売電を行うための設備等の導入経費含む。)を含まないこと。

ウ 申請書の記載事項が採択された事業内容と合致していること。

エ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

(6) 補助事業の開始

補助事業者は、機構からの交付決定を受けた後に、事業を開始していただきます。補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するに当たっての原則は、以下のとおりです。

ア 契約・発注日は、機構の交付決定日以降であること。

イ 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続によって契約の相手方を決定すること。

ウ 1. (4)の実施期限内に行われた委託等に対して当該期間中に対価の支払い及び精算が行われること(補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とし、補助事業者は補助金を受領した日から原則として2週間以内に支払に関する証拠書類を機構に提出することとする)。

(7) 補助事業の計画変更

補助事業者は、事業内容を変更しようとするときは、必要に応じて計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければなりません。なお、当該承認に際しては、必要に応じて交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することがあります。

なお、計画変更申請が必要となる場合は以下のとおりです。

ア 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の15パーセント以内の流用増減を除く。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

・補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合。

・事業効果に関係がない事業計画の細部の変更である場合。

(8) 実績報告、書類審査及び事業報告

① 実績報告、書類審査

当該年度の補助事業が完了した場合は、補助事業に関する実績報告書として、完了後30日以内又は事業実施年度の3月10日のいずれか早い日までに機構に提出いただきます。

機構は、補助事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知を行います。

② 事業報告

補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間）の二酸化炭素削減効果等について、事業報告書を環境省に提出していただきます。

（9）補助金の支払い

補助事業者には、機構から交付額の確定通知を受けた後、精算払請求書を提出いただきます。その後、機構から補助金を支払うこととなりますが、交付決定額を超える経費が生じた場合でも、交付決定額を超えた分の経費をお支払いすることはできませんのでご了承ください。

（10）不正に対する交付決定の取消し等

応募書類に虚偽の内容を記載した場合等においては、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。

4. 留意事項等について

- ① 補助事業の実施によるエネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、応募においては、二酸化炭素の削減量計画値およびその根拠を明示していただきます。
- ② 補助金の執行に当たっては、法律及び交付規程等の規定により適正に行っていただく必要があります。

具体的には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）のほか、機構が別途作成する交付規程等の定めるところに従い実施していただきます。

万が一、これらの規定が守られず、是正指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消の措置をとることもあります。また、補助事業完了後においても、補助事業の効果が発現していないと判断される場合には、補助金返還などの対応を求めることがあります。
- ③ 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間（法定耐用年数）内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊す（廃棄を含む。）ことをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について機構の承認を受けなければなりません。

なお、処分の内容によっては補助金の返還が必要になることがあります。

更には、取得財産等には、環境省の補助事業である旨を明示しなければなりません。
- ④ 補助事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要があります。

これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。
- ⑤ 上記の他、必要な事項は交付規程等に定めていますので、これを参照してください。

別表第 1

対象とする「公共施設等」の内容	
<p>地方公共団体が所有する施設等であって、防災拠点等であることが防災計画又はそれに準じる計画等で定められ、かつ耐震性を有する施設等とする。</p> <p>ただし、災害発生直後から役割、機能が求められる施設等に限る。</p> <p>※以下に防災拠点等の事例を掲げるが、防災拠点等については、地域の状況に合わせて各地方公共団体が個別に策定する地域防災計画等において定義されるため、当該計画等に基づくものとする。</p>	
防災拠点	<p>●災害応急活動施設等</p> <p>①庁舎・行政機関施設、②警察本部・警察署等、③消防本部・消防署等、④医療機関・診療施設、⑤物資拠点（集積・搬送等）・防災倉庫</p> <p>※その他、機構が認める施設等。</p>
避難所	<p>●避難所・収容施設等</p> <p>①県民会館・市民会館・公民館、②学校等文教施設、③体育館等スポーツ施設、④博物館等の社会教育施設、⑤社会福祉施設、⑥公園・防災公園、⑦観光交流施設（道の駅等）</p> <p>※その他、機構が認める施設等。</p>
その他	<p>●地域住民の生活等に不可欠な都市機能を有する施設等</p> <p>①上水道施設、②下水道施設、③清掃工場</p> <p>※その他、機構が認める施設等。</p>
<p>【耐震性を有する施設等の判断基準（消防庁資料より）】</p> <p>○昭和 56 年 6 月 1 日以降の建築確認を得て建築された建築物</p> <p>○昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築確認を得て建築された建築物のうち、耐震診断の結果「耐震性を有する」と診断された建築物</p> <p>○耐震改修整備を実施した建築物</p>	

別表第2

対象とする「再生可能エネルギー発電設備等」の内容	
区分	内容
発電設備 熱供給設備	<p>原則として、太陽光、風力、小水力、地中熱、廃熱や地熱、バイオマス資源、太陽熱、雪氷熱などの再生可能エネルギーや自然由来の未利用エネルギーを利活用する発電設備及び熱供給設備とする。</p> <p>※その他、機構が認めるもの。</p>
上記に付帯する 設備等 (※上記の発電設備と併せて導入する設備等)	<p>①蓄電池 据置型（定置型）に限る。</p> <p>②高効率照明機器 施設の内外に設置するものであり、従来の照明機器に対して省エネ効果が得られるとともに、災害時に再生可能エネルギー発電設備及び蓄電地から電力の供給を受けて稼働する照明機器に限る。</p> <p>※その他、機構が認めるもの。</p>
街路灯・道路灯	<p>災害時に避難を誘導する目的で、避難所までの避難経路上に設置する又は避難所(公園・防災公園)の照明として設置する太陽光発電機能及び蓄電機能付きの自立型LED灯設備に限る。(※太陽光発電機能及び蓄電池付きの避難標識を含む。)</p> <p>※その他、機構が認めるもの。</p>
<p>【発電設備及び蓄電池の導入規模】 補助事業は、災害等により電力会社からの電力供給が遮断された際に、当該施設等において必要とされる最低限の機能を維持することを目的とする。従って、補助事業で対象とする発電設備の規模は、個々の施設等において非常時に維持することが求められる日中及び夜間における最低限の機能に基づき算定した電力を適切に確保できる規模の設備等とする。</p> <p>【付帯工事の範囲】 上記の設備等の導入・設置に関わる付帯工事は、直接且つ必要最小限の範囲とする。その範囲は設備等の機能を保持するために必要な工事とするが、設置場所などの地域の実情により発生する付帯工事は、補助事業の対象外とする。</p>	

別表第3

補助対象経費
補助事業を行うために必要な設計費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）及び事務費並びにその他必要な経費で機構が承認した経費（補助対象経費の内容については別表第5に定めるものとする。）

別表第4

交付額の算定方法
1 総事業費から単独事業費、寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
2 別表第3に掲げる補助対象経費と機構が必要と認める額（基準額）とを比較して少ない方の額を選定する。
3 1により算出された額と2により選定された額とを比較して少ない方の額に次の割合を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
① 再生可能エネルギー発電設備等のうち高効率照明機器の購入に係る分 3分の2
② 再生可能エネルギー発電設備等のうち①以外の導入分 10分の10

		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する共済費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及備品購入費をいい、内容については別表第6に定めるものとする。</p> <p>事務費は、設計費及び工事費の合計額に対し、次の表に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p>

号	区 分	率
1	5,000 万円以下の金額に対して	6. 5%
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5. 5%
3	1 億円を超える金額に対して	4. 5%

別表第6 事務費の内容

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	共済費	社会保険料	この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する共済組合負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費及備品購入費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。